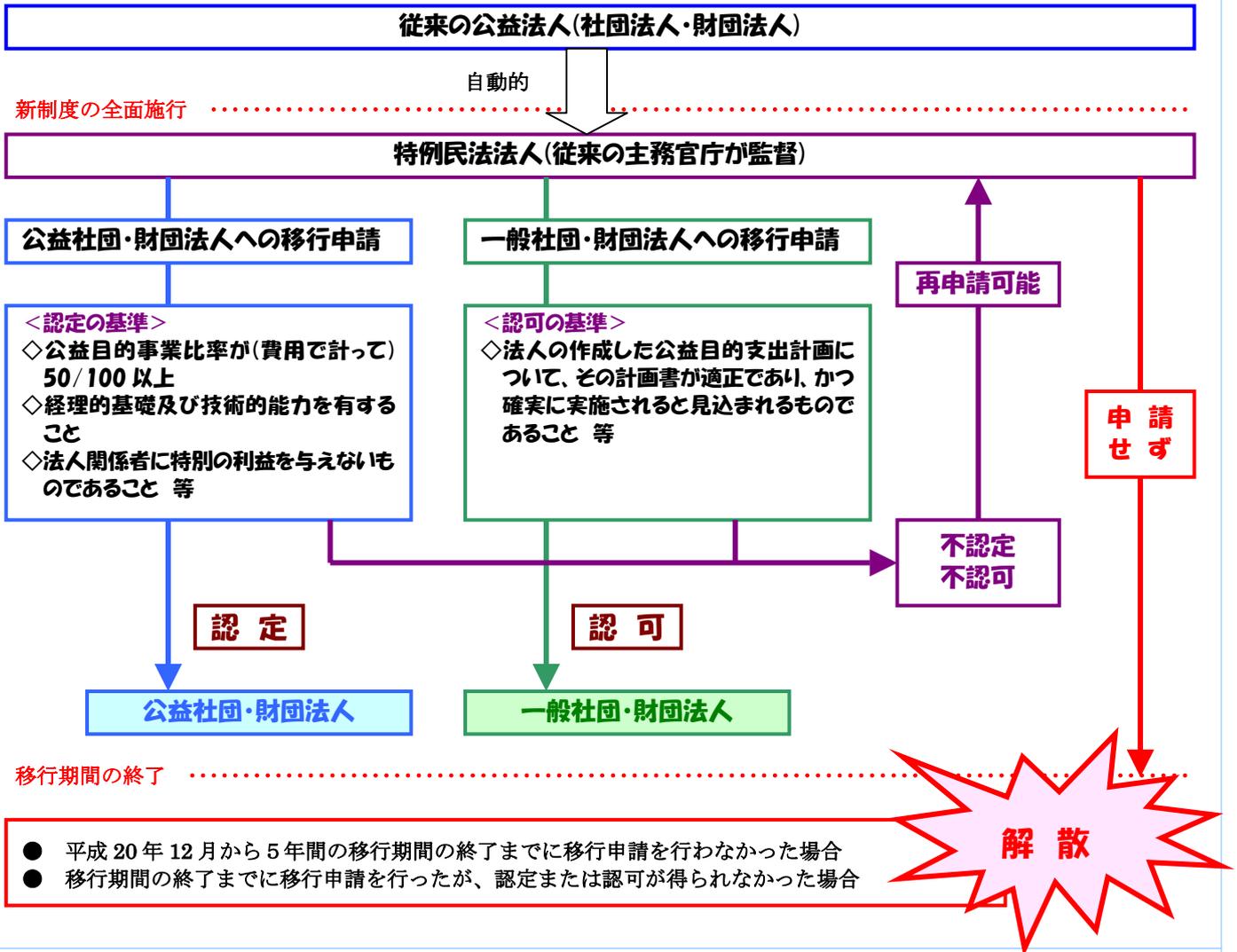


新制度における従来の公益法人等の選択肢

◆平成 20 年 12 月 1 日の新制度施行後 5 年間は特段の手続きをとることなく従来と同様の法人(特例民法法人)として存続できるが、平成 25 年 11 月末の移行期間終了までに移行申請がないものについては解散となる。



平成 20 年 5 月、公益認定等委員会事務局から“民による公益の増進を目指して”が出されました！

平成 20 年 12 月に新しい公益法人制度が施行されます。日本の公益法人制度は、明治 29 年の民法制定とともに始まり、以来約 1 世紀にわたって、民間非営利部門において大きな役割を果たしています。公益法人は民法第 34 条(新制度において廃止)に基づき、主務官庁の許可を得て設立され、各種税制上の措置等を受けながら様々な活動を行ってきました。民法第 34 条に基づき設立された社団法人及び財団法人の状況は図の通りとなっております。

<参考> 民法(明治 29 年法律第 89 号)(抄)(公益法人の設立) 第 34 条：学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

約 900 団体特定公益増進法人

公益法人等のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のものを「特定公益増進法人」といいます。一部の法人以外は、特定公益法人となるために、主務大臣の認定が必要です。この法人の主たる目的である事業に対して寄附をした場合、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます。

